官庁報告

官庁事項

特定保安林の指定について

平成23年12月26日付けで次の特定保安林を指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第４項の規定に基づき、公表する。

平成24年１月30日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（特定保安林の指定）

特定保安林の所在場所　北海道川上郡弟子屈町（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　山形県米沢市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　岐阜県本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡白川町（以上三市一町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、岐阜県中津川市、瑞浪市、関市（以上三市について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係道県庁及び市役所又は町役場に備え置いて縦覧に供する。）

特定保安林の指定の解除について

平成23年12月26日付けで次の特定保安林の指定を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第39条の３第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、公表する。

平成24年１月30日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（特定保安林の指定の解除）

特定保安林の所在場所　北海道名寄市、空知郡上富良野町（以上一市一町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、北海道富良野市、檜山郡上ノ国町（以上一市一町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）、北海道十勝郡浦幌町（次の図に示す防霧保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　岩手県陸前高田市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　山形県酒田市、鶴岡市、西置賜郡白鷹町（以上二市一町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　群馬県沼田市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　石川県輪島市、鳳珠郡能登町（以上一市一町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、石川県輪島市、珠洲市（以上二市について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）、石川県羽咋郡宝達志水町（次の図に示す土砂崩壊防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　岐阜県本巣市、高山市、中津川市、関市、加茂郡白川町（以上四市一町について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、岐阜県関市、下呂市、恵那市、大垣市、郡上市、加茂郡川辺町（以上五市一町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）、岐阜県飛騨市（次の図に示す土砂崩壊防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　滋賀県大津市、長浜市、犬上郡多賀町（以上二市一町について次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　京都府福知山市（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　奈良県吉野郡野迫川村（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　和歌山県日高郡日高川町（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　山口県周南市、美祢市、山口市、萩市、下関市（以上五市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、山口県周南市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　徳島県阿波市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　愛媛県大洲市、宇和島市（以上二市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、愛媛県今治市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　大分県佐伯市、竹田市、杵築市（以上三市について次の図に示す水源かん養保安林に限る。）、大分県臼杵市（次の図に示す土砂流出防備保安林に限る。）

特定保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町（次の図に示す水源かん養保安林に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を関係道府県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

四国地方整備局公示

吉野川水系等に係る指定区間外の一級河川について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の４第１項第３号の規定に基づく昭和45年12月26日四国地方建設局公示（吉野川水系等に係る指定区間外の一級河川について）の一部を次のように改正し、平成24年１月31日から施行する。

平成24年１月30日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

吉野川水系吉野川の項中

「右岸　徳島県美馬郡穴吹町三島字舞中島1886番の標柱１号から　大型自動車、大型特殊自動車

右岸　同町穴吹字明連27番の５の標柱２号までの堤防の土地の区域（道路法の道路を除く。）

右岸　徳島県美馬郡穴吹町三島字小島202番の標柱１号から　大型自動車、大型特殊自動車

右岸　同町三島字小島959番の標柱２号までの堤防の土地の区域（道路法の道路を除く。）

右岸　徳島県美馬郡貞光町馬出120番の１の標柱１号から　同右

右岸　同町江ノ脇271番の１の標柱２号までの堤防の土地の区域（道路法の道路並びに標柱３号から４号まで及び５号から６号までの区域を除く。）」

を削除する。

国家試験

平成二十四年度自動車整備士技能検定試験の実施について

平成二十四年度自動車整備士技能検定試験の実施について、自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第五条第三項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十四年一月三十日

国土交通大臣　前田　武志

１　平成二十四年度技能検定

一　学科試験及び実技試験を行う自動車整備士の技能検定（以下「技能検定」という。）の種類

二級自動車シャシ整備士

二　学科試験及び実技試験の施行期日

イ　学科試験　平成二十四年八月一日（水）

ロ　実技試験　平成二十四年九月九日（日）

三　技能検定の申請の受付期間

平成二十四年五月七日（月）から平成二十四年五月十一日（金）まで

２　申請書の提出場所等

一　申請書の提出場所

申請書は、最寄りの神戸運輸監理部、運輸支局又は沖縄総合事務局陸運事務所に提出すること。

二　技能検定に係る学科試験及び実技試験を行う試験地等

イ　学科試験の実施地　各地方運輸局及び沖縄総合事務局が指定する都道府県

ロ　実技試験の実施地　各地方運輸局及び沖縄総合事務局が指定する都道府県

注　学科試験及び実技試験の実施地は受験者数により変更することがある。

技能検定に係る学科試験及び実技試験を行う場所その他必要な事項は、学科試験及び実技試験について、それぞれその施行期日の二十日前までに地方運輸局、沖縄総合事務局、神戸運輸監理部、神戸運輸監理部兵庫陸運事務所、運輸支局及び沖縄総合事務局陸運事務所に掲示する。

３　その他

学科試験及び実技試験の全部が免除される者については、１に掲げる技能検定の申請の受付は、技能検定の申請の受付期間以外にも実施する。

なお、申請の方法その他技能検定に関する問い合わせについては、最寄りの地方運輸局、沖縄総合事務局、神戸運輸監理部兵庫陸運部、運輸支局又は沖縄総合事務局陸運事務所あて行うこと。

公告

諸事項

工場財団

札幌市中央区北四条西一丁目１番地**ホクレンくみあい飼料株式会社**の河東郡士幌町字士幌西一線147番地１ホクレンくみあい飼料株式会社十勝工場についての工場財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成24年１月30日

釧路地方法務局帯広支局